

6. 令和5年度 風の森 事業計画

1 目的

障がいのある人が、どんなに障がいが重くても、住み慣れた地域の施設で自分らしく安定した生活ができるよう、必要となる福祉サービスを提供し、皆さんの自己実現に向けて支援することを目的としていきます。

2 基本方針

風の森の「主役」は利用者さんひとり一人です。私たち職員は、利用者さんの良き伴走者として、常に利用者さんの立場に立ち、その人にとって必要な支援をしていきます。

また、職員ひとり一人が自己研鑽に努め、利用者さんへの相互理解を深め、チームワークを大切に、支援の資質向上に努めます。

そして、すべての職員のその行為行動が、利用者さんの権利を脅かし、虐待につながることはないかを日々振り返り、検証と共有し、利用者さんの意思決定に基づいた支援を行なっていきます。

3 支援の方針

- (1) 利用者さんの人権を尊重し、権利擁護と虐待防止に努める。
- (2) 利用者さんが主体となり自己決定に基づいた支援ができるように努める。
- (3) 利用者さんの健康と安全管理に努める。
- (4) 利用者さんを中心とした家庭・地域・行政・各機関との連携を深める。
- (5) 利用者さんの背景にある、ご家族の考えを共感・理解し、ご本人とご家族を含め、総合的に支援する。

4 概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 設置主体 | 社会福祉法人なごみかぜ |
| (2) 開設年月日 | 平成24年4月1日 |
| (3) 定員 | 20名 登録25名（令和5年度新規登録：2名） |
| (4) 施設 | 敷地面積 997.27 m ² 延床面積 390.50 m ²
構造 鉄骨造折板平屋建 |
| (5) 従業員の構成 | 風の森在籍職員総数 22名（R5.4.1現在） |
| 施設長（サビ管兼務） | 1名 |
| 看護師 | 2名 |
| 生活支援員 | 12名（内兼務職員1名・研修者1名（風の窓）） |
| 昼食介助員 | 3名（内兼務2名（送迎）） |
| 事務員 | 1名 |

運転手	4名（内兼務 昼食介助：1名 日中見守り：1名）
清掃員	1名

5 具体的な支援の内容

(1) 作業（活動）内容

- ・請負作業 西谷商店・ひしだい製茶・日野金属を始めとする、地域企業との連携
- ・自主製品制作販売
- ・ブドウの収穫～販売（6月）

(2) 生産活動についての工賃の支給

年度末（3月）に、1年間の作業収入の総額から、必要経費を差し引いたものを利用者さんに支給する。

(3) 主な年間行事

- 6月・11月 災害・火災訓練
- 7月～10月 グループ外出
- 11月 風の森まつり（地域祭）
- 1月 成人式

(4) 健康診断等

- ・9月 内科問診
- ・2月 健康診断
- ・3月 内科問診

(5) 地域生活の支援

家庭との連絡を図り、地域生活が充実されるよう必要な支援に努める。

(6) 利用者さんの虐待防止と権利擁護

すべての職員は、利用者さんとそのご家族にたいして誠実に接し、権利擁護に努める。支援中に職員が虐待と疑われる行為を行なった（発見した）ときは、その事象の大小に関わらず、すべて管理者ならびに虐待防止マネージャーに報告するとともに、今後の対応についての改善と対策、支援の資質向上に努める。

(7) 苦情解決体制

苦情解決体制基本要綱に基づき、受付担当者・解決責任者・第三者委員を置くとともに、苦情受付箱を設置し、苦情への適切な対応に努め、利用者さんの権利を擁護し、日常的に信頼関係を築き、サービスの資質向上に努める。

(8) 職員会議の開催

支援会議を実施し常に目的・基本方針・支援方針を確認し、サービスの向上に努める。また、日々の支援を振り返り、課題解決と支援の資質向上のため、ケース検討会議を随時開催する。

会議の開催日

- ・スタッフ会議 毎月第一金曜日 午後2時30分から5時まで

・ケース検討会議 原則、水曜日を除く午後4時15分から5時まで

(9) 職員の健康管理

職員は、自ら心身共に健康な状態を維持するよう努める。

(10) 職員の自己啓発・研鑽

職員は、日頃から人間性の涵養（かんよう）に努め、利用者さんの支援に関する知識、技術の向上のため、自己啓発・研鑽に励む。

6 風の森の取り組む課題

(1) 利用者さんにご家族のニーズに沿った活動の計画

職員は、様々な方法を考え可能な限り、利用者さんの自己決定に基づく支援を組み立て、ご家族からの要望に沿った活動を組み立てることができる。

(2) 障がいのある人の権利擁護と虐待防止研修の強化

日々、職員自らの支援を振り返ることができ、今行なっている支援が、利用者さんの権利擁護と、虐待防止につながっているかを検証し、且つ、職員間で共有することができる。

(3) 自然災害にともなう利用者さんの安全確保と家庭・地域との連携

地震・水害などをはじめとした自然災害に対する BCP に基づく災害時の避難訓練を実施し、利用者さんを安全に導くことができる。また、利用者さんご家族との災害時における連携のための訓練を実施し、地域とも日々連携し、災害時に協力体制をつくることができる。

【具体的な訓練】

ア 6月 火災による消火訓練 消防署、市役所、地域と連携し、火災による避難訓練を実施する。

イ 9月 火災による消火訓練 風の森単体で、火災による消火・避難訓練を実施する。

ウ 11月 災害時の総合訓練 水災・地震等、自然災害時の総合訓練を実施。今年度は帰宅困難になったことを想定。通所時間を調整し、遅い時間で訓練を実施する。

(4) 次世代の人材の育成と職員の資質向上

新規採用者を始めとした若年世代の職員を、次世代の人材として育て、職員ひとり一人が考え、能動的に動くことができる。

(5) 法人内外と利用者さんご家族、地域との情報交換と連携の強化

日々、多様化する福祉サービスの提供において、各事業所間でその人の現状と課題等の情報が共有され、利用者さんにご家族のニーズに沿った支援ができる。